

公立大学法人青森公立大学職員の再雇用に関する規程

平成 21 年 4 月 1 日

規程第 52 号

改正 平成 26 年 3 月規程第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人青森公立大学職員就業規則（平成 21 年規程第 36 号。以下「就業規則」という。）第 58 条第 3 項の規定に基づき、職員の再雇用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年退職者等の再雇用)

第 2 条 法人は、就業規則第 58 条第 2 項の規定により退職した教員職員又は同項に規定する日以前に退職した教員職員のうち次に掲げるものを、従前の勤務実績等に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、再雇用することができる。

(1) 25 年以上勤続して退職した者であって当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間にあるもの

(2) 前号に該当する者として再雇用をされたことがある者（前号に掲げる者を除く。）

2 法人は、就業規則第 58 条第 2 項の規定により退職した事務職員又は同項に規定する日以前に退職した事務職員のうち前項第 1 号及び第 2 号に掲げるものを、従前の勤務実績等に基づく選考により、5 年を超えない範囲内で任期を定め、再雇用する。

3 青森市職員であった者で青森市を退職し引き続き法人の職員となったもの又は青森地域広域事務組合職員であった者で当該職員から引き続き法人の職員になったものに係る第 1 号及び第 2 項の規定の適用については、これらの職員の青森市職員又は青森地域広域事務組合職員であった期間を同号に規定する勤続期間に通算する。

4 第 1 項及び第 2 項の規定による雇用については、就業規則第 2 章（第 7 条及び第 11 条を除く。）の規定は、適用しない。

(任期の更新)

第 3 条 前条の任期は、1 年を超えない範囲内で更新することができる。

2 前項の任期の更新は、職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができるものとする。

3 理事長は、再雇用の任期の更新を行う場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(任期の末日)

第 4 条 再雇用を行う場合及び再雇用の任期の更新を行う場合の任期の末日は、その者が事務職員にあつては年齢 65 年、教員職員にあつては年齢 70 年に達する日以後に

おける最初の３月３１日以前でなければならない。

附 則

(施行期日)

- １ この規程は、平成２１年４月１日から施行する。

(任期の末日に関する特例)

- ２ 次の表の左欄に掲げる期間における第４条の規定の適用については、同条中「事務職員にあっては年齢６５年、教員職員にあっては年齢７０年」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

平成２１年４月１日から 平成２２年３月３１日まで	事務職員にあっては年齢６３年、教員職員にあっては 年齢６８年
平成２２年４月１日から 平成２５年３月３１日まで	事務職員にあっては年齢６４年、教員職員にあっては 年齢６９年

附 則

(施行期日)

この規程は、平成２６年４月１日から施行する。